

電気・ガス料金支援に係る 電気料金の特別措置 [高圧] (首都圏エリア)

2026年1月1日実施

北海道電力株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置〔高圧〕（首都圏エリア）（以下「本特別措置」といいます。）は、基本契約要綱（東京エリア）（以下「基本契約要綱」といいます。）およびその他の供給条件等（以下総称して「要綱等」といいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2026年2月の料金に係る計量期間の始期から2026年4月の料金に係る計量期間の終期までといたします。

3 市場価格調整、燃料費等調整および燃料費調整

- (1) 市場価格調整とは、要綱等の電力量料金において、市場価格調整額を加えることをいいます。
- (2) 燃料費等調整とは、要綱等の電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。
- (3) 燃料費調整とは、要綱等の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

- (1) (2)または(3)の場合を除き、2（適用期間）に定める適用期間における要綱等の電力量料金は、要綱等に定める市場価格調整によらず、市場価格調整単価が別表1（市場価格調整）(1)ロ(ロ)aにより算定される場合は、別表1（市場価格調整）(1)ハによって算定された市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が別表1（市場価格調整）(1)ロ(ロ)bにより算定される場合は、別表1（市場価格調整）(1)ハによって算定された市場価格調整額を加えるものといたします。
- (2) 基本契約要綱附則2（電力量料金についての経過措置）(1)の適用を受ける場合は、2（適用期間）に定める適用期間における要綱等の電力量料金は、要綱等に定める燃料費等調整によらず、燃料費等調整単価が別表2（燃料費等調整）(1)ハ(ロ)aにより算定される場合は、別表2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を差し引

くものとし、燃料費等調整単価が別表 2 (燃料費等調整) (1)ハ(ロ)b により算定される場合は、別表 2 (燃料費等調整) (1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。

- (3) 基本契約要綱附則 2 (電力量料金についての経過措置) (2)の適用を受ける場合は、2 (適用期間) に定める適用期間における要綱等の電力量料金は、要綱等に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 3 (燃料費調整) (1)ロ(ロ)a, b またはc により算定される場合は、別表 3 (燃料費調整) (1)ハによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 3 (燃料費調整) (1)ロ(ロ)d により算定される場合は、別表 3 (燃料費調整) (1)ハによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、要綱等に定めるところによるものといたします。

別 表

1 市場価格調整

(1) 平均市場価格の算定

イ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 市場価格調整単価

(イ) 基準となる市場価格調整単価

a 本特別措置における基準となる市場価格調整単価（以下「基準市場価格調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{基準市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 14 \text{ 円} 93 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の基準市場単価}$$

b 各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された基準市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に對応する基準市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用となる市場価格調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に對応する基準市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	基準市場価格調整単価適用期間
2025年9月21日から2025年12月20日までの期間	2026年2月の料金に係る計量期間
2025年10月21日から2026年1月20日までの期間	2026年3月に料金に係る計量期間
2025年11月21日から2026年2月20日までの期間	2026年4月の料金に係る計量期間

(ロ) 本則2(適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる市場価格調

整単価

- a 基準市場価格調整単価が、c に定める特別措置の市場価格調整単価を下回る場合

$$\text{市場価格} = \text{c に定める特別措置の市場価格調整単価} - \text{基準市場価格調整単価}$$

- b 基準市場価格調整単価が、c に定める特別措置の市場価格調整単価以上となる場合

$$\text{市場価格} = \text{基準市場価格調整単価} - \text{c に定める特別措置の市場価格調整単価}$$

- c 特別措置の市場価格調整単価

特別措置の市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年2月の料金に 係る計量期間の始 期から 2026年3月 の料金に係る計量 期間の終期までの 期間	2026年4月の料金に 係る計量期間
1 キロワット時につき	2 円 30 錢	0 円 80 錢

ハ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	34 錢 3 厘
-------------	----------

2 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいいます。）の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式に

よって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0033$

$\beta = 0.4001$

$\gamma = 0.6241$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、平均燃料価格算定期間は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、ハ(イ) b によります。

ロ 平均市場価格

(イ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$x = 0.6566$

$y = 0.3434$

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、基準市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

ハ 燃料費等調整単価

(イ) 基準となる燃料費等調整単価

a 本特別措置における基準となる燃料費等調整単価（以下「基準燃料費等調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{基準燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 64,900 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準燃料単価}}{1,000} + (\text{平均市場価格} - 17 \text{ 円} 44 \text{ 錢}) \times (3) \text{ の基準市場単価}$$

b 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された基準燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に對応する基準燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に對応する基準燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
2025 年 9 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日までの期間	2025 年 9 月 21 日から 2025 年 12 月 20 日までの期間	2026 年 2 月の料金に係る計量期間
2025 年 10 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間	2025 年 10 月 21 日から 2026 年 1 月 20 日までの期間	2026 年 3 月の料金に係る計量期間
2025 年 11 月 1 日から 2026 年 1 月 31 日までの期間	2025 年 11 月 21 日から 2026 年 2 月 20 日までの期間	2026 年 4 月の料金に係る計量期間

(ロ) 本則 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価

a 基準燃料費等調整単価が、c に定める特別措置の燃料費等調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費等調整単価} = c \text{ に定める特別措置の燃料費等調整単価} - \text{基準燃料費等調整単価}$$

b 基準燃料費等調整単価が、c に定める特別措置の燃料費等調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{基準燃料費等調整単価} - c \text{ に定める特別措置の燃料費等調整単価}$$

c 特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年2月の料金に 係る計量期間の始 期から 2026年3月 の料金に係る計量 期間の終期までの 期間	2026年4月の料金に 係る計量期間
1 キロワット時につき	2 円 30 錢	0 円 80 錢

二 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	15 錢 0 厘
-------------	----------

(3) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	33 錢 7 厘
-------------	----------

3 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α = 0.1970

β = 0.4435

γ = 0.2512

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、平均燃料価格算定期間は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、ロ(イ)b によります。

□ 燃料費調整単価

(イ) 基準となる燃料費調整単価

a 本特別措置における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年9月1日から2025年11月30日までの期間	2026年2月の料金に係る計量期間
2025年10月1日から2025年12月31日までの期間	2026年3月の料金に係る計量期間
2025年11月1日から2026年1月31日までの期間	2026年4月の料金に係る計量期間

(ロ) 本則2(適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は, 次のとおりといたします。

	2026年2月の料金に 係る計量期間の始 期から 2026 年 3 月 の料金に係る計量 期間の終期までの 期間	2026年4月の料金に 係る計量期間
1 キロワット時につき	2 円 30 銭	0 円 80 銭

ハ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22 銭 4 厘
-------------	----------